

前橋市駒寄スマート I C 周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限  
に関する条例の制定について（議案第 57 号）

建築指導課

1 制定の理由

駒寄スマートインターチェンジの周辺地区における適正かつ合理的な土地利用を図ることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物に関する制限を定める。

2 主な内容

(1) 建築物の制限

面積	約 20.9 ヘクタール
用途地域	工業専用地域
建築物の用途の制限 (建築してはならないもの)	ア カラオケボックスその他これに類するもの イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ウ 公衆浴場 エ 診療所、保育所その他これらに類するもの（就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。） オ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの カ 自動車教習所

(2) 公益上必要な建築物の特例

公益上必要な建築物であって、前橋市建築審査会の同意を得て市長が許可したものは、この条例の規定を適用しない。

(3) 罰則

この条例の規定に違反した建築物の建築主等は、10万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

令和 4 年 7 月 1 日